

イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9（飼料）に係る 食品健康影響評価について

1. 経緯

遺伝子組換えダイズ「イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9（以下、CV127 という。）」については、平成 21 年 9 月 24 日付けで遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

CV127 は、イミダゾリノン系除草剤に対する耐性を付与するために改変 AHAS 遺伝子（*csr1-2* 遺伝子）を導入したものである。

イミダゾリノン系除草剤は、アセトヒドロキシ酸合成酵素（AHAS タンパク質）の酵素活性を阻害し、その結果、植物体は分岐鎖アミノ酸が欠乏し、生育ができなくなる。

csr1-2 遺伝子の供与体は、シロイヌナズナであり、*csr1-2* 遺伝子より産生される改変 AHAS タンパク質は、イミダゾリノン系除草剤の影響を受けず、本剤の存在下でも活性を示すため、分岐鎖アミノ酸の合成が可能となり、植物にイミダゾリノン系除草剤に対する耐性が付与される。

なお、CV-127 には、抗生物質耐性遺伝子は含まれていないことが確認されている。

3. 利用目的および利用方法

CV127 の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のダイズと相違がない。

4. 諸外国における申請等

これまでに、以下の国等で飼料としての安全性審査の申請が進められている。

申請国	申請・確認年月	申請先
ブラジル	2008 年 12 月申請	ブラジル国家バイオ安全技術委員会（CTNBio）
米国	2009 年 1 月申請	米国食品医薬品庁（FDA） 米国農務省（USDA）
カナダ	2009 年 4 月申請	カナダ食品検査機関（CFIA）
EU	2009 年 1 月申請	欧州食品安全機関（EFSA）